

§ ワクチン関連トピックス

トピックス I

水痘ワクチンの定期化について

国立感染症研究所 感染症疫学センター
多屋 馨子

2014年10月1日から水痘ワクチンが予防接種法に基づく定期接種（A類疾病）に導入された。A類疾病は主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点が置かれている疾病で、対象者本人（保護者）に努力義務があり、国も積極的にワクチンの接種を勧奨している。

接種の対象年齢は、下記に示す通り、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者*で、3か月以上あけて2回接種する。標準的な接種期間は、生後12月から生後15月に達するまでの期間に1回目を接種し、1回目から6か月から12か月までの間隔で2回目を接種する（図1：↓）。

なお特例として、2014年10月1日から2015年3月31日までは、生後36月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者についても、定期接種として1回接種が可能となったが、生後12月以降に1回も水痘ワクチンを受けておらず、水痘未罹患の場合が対象である。

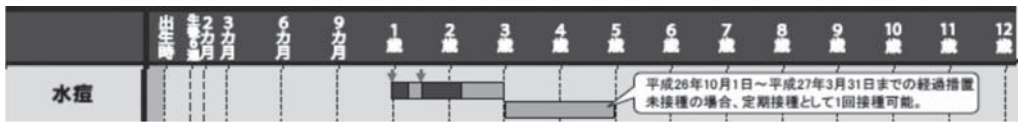


図1 水痘ワクチンの定期接種スケジュール

1回接種の場合、軽症とはいえその後水痘-帯状疱疹ウイルス（varicella-zoster virus: VZV）の曝露を受けると、約20%が罹患する（breakthrough 水痘）。水痘の発症予防には、定期・任意に関わらず2回の接種を受けておくことが重要である。

今回定期接種の対象にならなかった生後60月以上の者についても、水痘罹患歴がない場合は、任意接種として2回の接種を受けておくことが望まれる。15歳以上で罹患すると、重症化のリスクが高く、

別記様式5-13

水痘（入院例に限る。）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長）殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 初 _____
（署名又は記名押印のこと）

発生する病院・診療所の名称 _____
上記病院・診療所の所在地（市） _____
電話番号（市） _____
（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住用・電話番号を記載）

1 診断（確定）した患者（死体の類型） ・患者（確定例） ・感染死に由来する死体	2 性別 男・女	3 診断時の年齢 歳（か月）
--	-------------	-------------------

1 検査診断例	2 臨床診断例	3 その他の検査方法
4 発熱・発疹・肺炎・気管支炎・急性痲疹 ・肝炎・髄膜炎・結核菌血症・敗血症 ・脳炎・髄膜炎・小脳炎・小脳水腫 ・急性呼吸器感染症（ARDS）・急性散在性脳脊髄炎（ADMO） ・痲疹様皮膚炎・急性腎不全・小腸穿孔・心臓炎 ・髄膜炎・急性脳炎・急性出血性脳炎 ・内臓器慢性水痘・結核水痘・免疫不全 ・他疾患入院中の発症 ・他疾患（ ） ・その他（ ）	5 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 ・抗体検査 ・PCR法による病原体遺伝子の検出 ・血清学的検査 ・その他（ ）	6 検査結果 ・陽性 ・陰性 ・不明 ・その他（ ）

（1）、（2）、（4）、（5）及び（11）欄においては該当する番号等を○で囲み、3及び6から10までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。

（※）欄は、死因者を検査した場合のみ記入すること。

（※）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4及び5欄においては、該当するものを全てを記載すること。

図2 水痘（入院例に限る。）発生届

成人で罹患すると小児より致命率が高いことから、未接種未罹患のまま成人になることは避けたい。

水痘ワクチンの定期接種化に伴い、予防接種法に基づいて2014年度からVZVに対する国民の抗体保有状況調査が始まった（感染症流行予測調査事業）。また、これまで実施されてきた全国約3,000箇所の小児科定点からの水痘患者数の報告に加えて、2014年9月19日から、感染症法に基づいて水痘で24時間以上入院した者（他疾患で入院中に水痘を発症し24時間以上入院した場合を含む）については、全例を診断から7日以内に最寄りの保健所に届け出ることが義務づけられた（図2）。これら2つの調査により、定期接種化に伴う国民の抗体保有率の変化、小児・成人すべての水痘重症化例（24時間以上入院例）の把握、院内感染の把握が可能となった。予防接種歴も一緒に調査されることになった。

入院例を全例詳細に把握し、国民の抗体保有率を調査することで、エビデンスをもって水痘対策を行える環境が整いつつある。今後は、水痘ワクチンの接種率を高く維持して水痘の流行を抑制することで、水痘ワクチンを受けたくても受けることができない基礎疾患を有する人々を水痘から守ることが期待されている。

* 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者*：2014年4月1日生まれの人は、2015年4月1日の前日（2015年3月31日）に生後12月を迎えたと考え、2017年4月1日の前日（2017年3月31日）に生後36月を迎えたと考えるため、生後12月から生後36月に至るまでの間にある者とは、2015年3月31日から2017年3月31日までの期間内にある者ということになる。